

原子力安全規制体制の変遷 (原子力安全委員会、原子力安全・保安院設立時)

1. 原子力安全委員会設立時の議論

- 原子力安全委員会は、「原子力行政懇談会」における審議を受けて、昭和53年に発足。
- 当時の議論においては、「原子力の開発利用に当たっては、国民の健康と安全が確保されなければならないこと」、「行政及び政策の実施に当たっては、その責任体制が明確にされなければならないこと」という基本的な姿勢の下、「原子炉等の安全規制体制についてはそれぞれの行政庁において一貫化を図ること」とされた。
- その上で、それぞれの行政庁が開発促進という責任も有していることから、原子力の基本的な政策を担う原子力委員会の機能については「規制と利用の分離」を行い、原子力安全委員会が設置され、行政庁の行う規制をチェックする機能（いわゆるダブルチェックシステム）が付与された。

➤ 原子力行政体制の改革、強化に関する意見（昭和51年7月30日原子力行政懇談会）から抜粋

Ⅱ 原子力行政体制の改革、強化に関する意見

〔2〕安全審査、許認可等の行政のあり方について

原子力安全行政に関する批判の多くが、基本的な安全審査から運転管理に至る一連の規制行政に一貫性が欠けている点に向けられていることにかんがみ、今後のあるべき姿としては、安全規制行政の一貫化を図るよう進めるべきである。そのためには、実用段階に達した発電所等事業に関するものは通商産業省、船については運輸省、研究開発段階にあるもの及び研究施設については科学技術庁がそれぞれ一貫して担当する方式が適当である。この場合、担当の省庁については、原子力委員会が原子力安全委員会の同意を得て行う決定を尊重するものとする。

次に、安全規制は、それぞれの行政庁が一貫して責任をもって実施するが、それぞれの行政庁が開発促進という責任も有していることから、安全性確保についての不信感が生ずるおそれがある。また、それぞれの行政庁の安全規制について統一的な評価がなされる必要がある。

このような問題に対処するため、行政庁の行う規制を国民の健康と安全を守るという観点から原子力安全委員会がチェック（いわゆるダブルチェックシステム）する必要がある。

また、原子炉等の設置許可等の行政処分についても安全の確保は必要条件ではあっても十分条件ではなく、そのほかに、平和利用の担保、原子力全体の政策との関連における計画的遂行性等の諸条件を勘案して総合的に判断せらるべきものであるから、許認可等に際し、予め原子力委員会に諮問することを所管大臣に義務づけることが必要である。なお、許認可のあり方、手続き等については、本改革の趣旨を尊重して慎重に対処されたい。

2. 原子力安全・保安院設立時の議論

- 原子力安全・保安院は、平成13年の中央省庁再編により、経済産業省資源エネルギー庁の特別の機関として設置された。（法的には、平成9年に取りまとめられた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり、平成11年に経済産業省設置法が成立している。）
- 中央省庁再編においては、エネルギー政策を責任をもって遂行するため、資源エネルギー庁において原子力を含むエネルギー政策を一体的に担うこととされた。
- その際、規制行政と振興行政について、組織上、明確な分離を図る観点から、独立の機関として、資源エネルギー庁の下に特別の機関である原子力安全・保安院が設置されることとなった。
- また、平成11年には、(株)JCOの加工施設臨界事故があり、その事故調査を行うための「原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会」における報告の中で、安全規制体制の基本的な方向として、原子力安全委員会と安全規制当局の陣容の強化充実が示され、国民が期待する安全確保の実効性が得られることへの期待が述べられている。

➤ ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告（平成11年12月24日原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会）から抜粋

VII. 今後の取り組みのあり方について

3. 国の取り組みのあり方

【安全規制体制の再構築】

(3) 新たな安全規制体制の構築

現在政府が検討を進めている安全確保体制の再構築の動きは、

- ・ 規制行政庁に関し、法改正による安全規制の強化に対応した人員充実
- ・ 原子力安全委員会に関し、設置（または事業）許可時の安全審査以降の建設・運転段階における規制行政庁の規制活動の監視（規制調査）や政策企画など機能強化、強力な事務局の独立性の早期確保

などであり、平成13年1月の省庁再編時に原子力安全委員会の内閣府への移行と経済産業省の原子力安全・保安院の新設により、新たな安全規制体制が整うこととなるものと考えられる。

今回の事故に直面した地元を含む関係者から、米国NRCのような行政委員会としての安全確保体制の完全な一元化による規制と推進の完全な分離という根本的な変革を求める声も強く、それだけ安全確保の信頼性に対する切なる思いに関係者が総力を挙げて応えていくことが必要である。

この意味において、上に述べた、新たな安全規制体制の構築に向けての当面の課題が的確に実施され、国民が期待する安全確保の実効性が得られることが、極めて重要である。